

旅館やホテルなどで温泉を使うときには、温泉法に基づく許可が必要です。

○ 温泉に関する相談窓口

大気水質保全課	電話 055-223-1508	甲府市丸の内一丁目 6-1
中北林務環境事務所	電話 0551-23-3090	韮崎市本町 4-2-4
峡東林務環境事務所	電話 0553-20-2739	甲州市塩山上塩後 1239-1
峡南林務環境事務所	電話 055-240-4141	西八代郡市川三郷町高田 111-1
富士・東部林務環境事務所	電話 0554-45-7807	都留市田原 3-3-3

ご存知ですか？温泉掘削と利用の手続

していませんか？誤解されてしまう温泉表示

○ 今、温泉を取り巻く状況にたくさんの方が問題が出てきています。

温泉は古来より、それ自体が持つ様々な効能により治療や安息の場として私たちに多くの恩恵を与えてくれました。また、掘削技術の進歩により、より深い場所に眠っていた温水も活用できるようになり、山梨県内でもたくさんの方が温泉が利用されています。

しかし、近年全国的に「温泉ではない」のに「温泉』であるかのような掲示をする、

「温泉を利用している」にもかかわらず『必要な許可を受けていない』などの問題が発生し、本県においても残念ながらこうした事態が起きてしまいました。

このパンフレットは、皆様にもう一度温泉について考えていただくために作成しました。

○ 温泉とは。。。。

温泉法で「温泉」と言えるものは、地中から湧き出す温水、鉱水そして水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く）であって、**温度が25℃以上又は決められた成分のうち1つ以上が基準以上含まれているもの**をいいます。

○ 温泉を掘る時、汲み出す時、使う時には**許可が必要です**。（次ページ参照）

- ① 温泉を掘ろうとするとき → 温泉掘削許可申請
- ② 温泉を動力により汲み上げるとき → 温泉動力装置許可申請
- ③ 温泉を利用しようとするとき → 温泉利用許可申請

※ 施設の改修を行う場合や所有者が変わった場合は許可の取り直し等の届出が必要な場合があります。

○ 温泉は、掘ることが出来る場所と掘ることが出来ない場所があります。

- ① 原則として掘削、増掘ができない地域
 - 特別保護地域（湯村温泉及び石和温泉・春日居周辺）
- ② 新たに掘削をする場合、既存源泉からの距離制限がある地域
 - 普通保護地域（釜無川と笛吹川に囲まれた甲府盆地内）
 - 一般地域（上記以外の地域）

※ （ ）で示した地域は、各地域を大まかに示したものです。

※ 掘削を計画する時は必ず [林務環境事務所](#) 又は [県庁大気水質保全課](#) においてご確認ください。

○ 旅館やホテルの施設に係る各種許認可に関する相談窓口

衛生薬務課	電話 055-237-1111(代表)	甲府市丸の内一丁目 6-1
中北保健福祉事務所 (中北保健所)	電話 055-237-1382	甲府市太田町 9-1
中北保健福祉事務所峡北支所 (中北保健所峡北支所)	電話 0551-23-3071	韮崎市本町 4-2-4
峡東保健福祉事務所 (峡東保健所)	電話 0553-20-2751	山梨市下井尻 126-1
峡南保健福祉事務所 (峡南保健所)	電話 0556-22-8151	南巨摩郡鯉沢町 771-2
富士・東部保健福祉事務所 (富士・東部保健所)	電話 0555-24-9033	富士吉田市上吉田 1-2-5

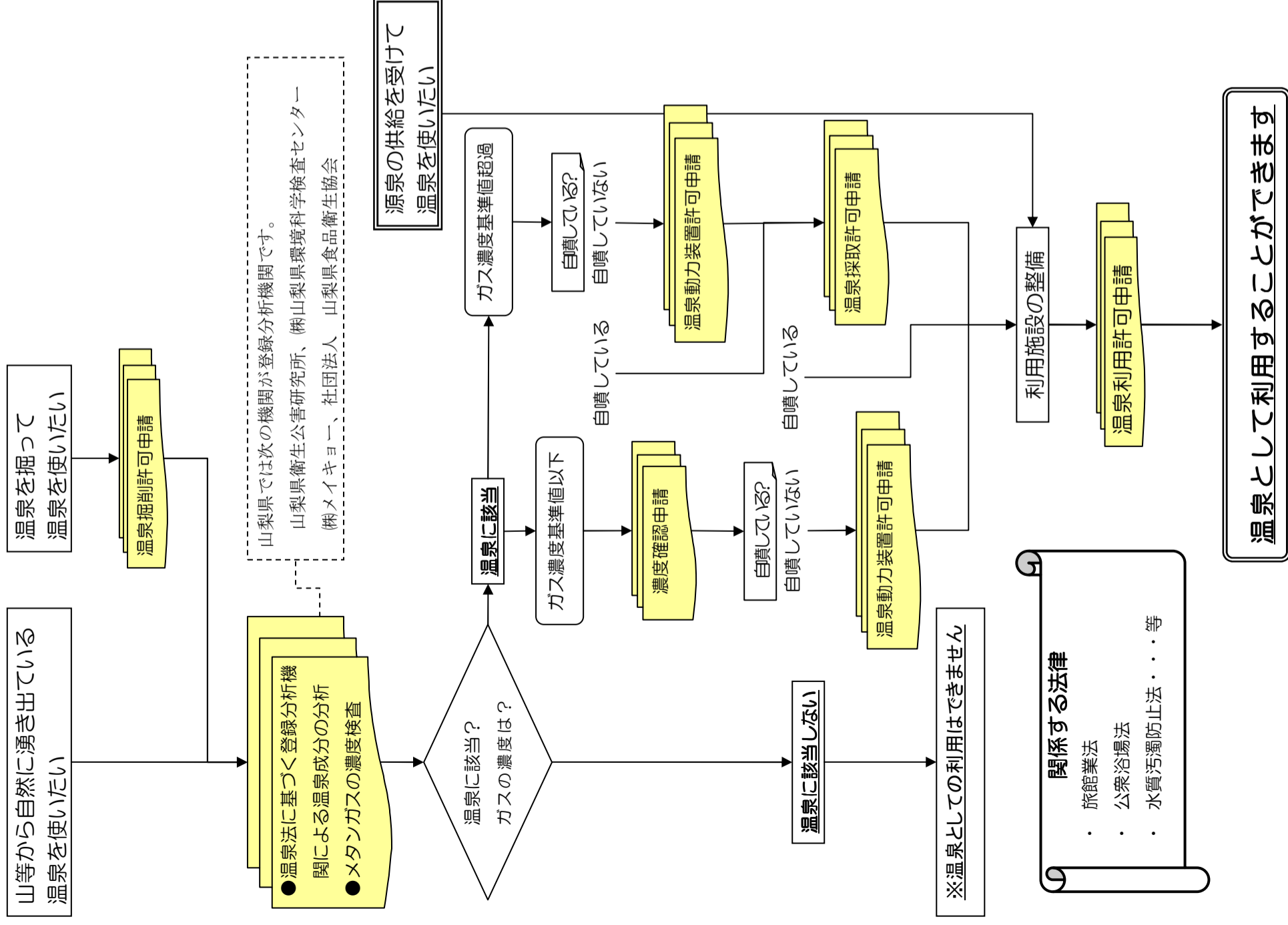
○ 景品表示法に関する相談窓口

企画部消費者安全・食育推進課 電話 055-223-1588 甲府市丸の内一丁目 6-1

○ 入湯税に関する相談窓口

最寄りの市町村役場の税務担当

温泉の利用に関する手続



○ 温泉の表示について

例えば、お風呂に温泉を使っていないのに、お客様が「温泉に入っている」と誤解してしまう可能性のある『看板』や『掲示物』の設置、『パンフレット』や『ホームページ』等への記載は、**不当景品類及び不当表示防止法(通称「景品表示法」)**で禁止している**不当表示**に該当するおそれがあります。

＜景品表示法とは。。。＞

【目的】

不当な景品類及び表示による顧客の誘引を禁止することにより、「公正な競争」を確保し、「一般消費者の利益」を保護することを目的としています。

【不当表示の禁止】

景品表示法では「不当な表示」を禁止しています。その概要は次のとおりです。

- (1) 実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示
- (2) 事実と相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

【不当表示に該当するおそれのある表示例】

- ☆ 温泉を利用していないにもかかわらず「温泉」であると表示すること。
- ☆ 源泉に加水等を行っているにもかかわらず「源泉 100%」、「天然温泉 100%」など、源泉をそのまま利用しているような強調表示を行うこと。
- ☆ 合理的な根拠がないにもかかわらず「○○○に効く」など、効能効果を表示すること。

○ 入湯税について

入湯税は、地方税法等に基づき、鉱泉浴場所在の市町村が課税します。

- ① 鉱泉浴場：原則として温泉法にいう温泉を利用する浴場をいいます。
- ② 納税義務者：鉱泉浴場における入湯客です。
- ③ 徴収方法：特別徴収の方法により行われます。
 - ・ 鉱泉浴場を使用する旅館等の経営者の方を市町村が特別徴収義務者に指定し、入湯客から税を徴収していただきます。
 - ・ 鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営開始の前日までに、最寄りの市町村に申告していただく必要があります。
- ④ 税率：1人1日150円(標準税率)です。
 - 1 泊2日の入湯客については、これを1日として取り扱います。
- ⑤ 徴収の用途:環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設の整備、観光振興に要する費用に充てます。